

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 6. 30

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

選挙運動をできる期間が別途決められています。

- ◎ 大統領選挙と国会議員選挙の選挙運動は、候補者登録締め切り日の翌日から選挙日前日までに限ってできます。

大韓民国大統領選挙と国会議員選挙の選挙運動は、候補者登録締め切り日の翌日から選挙日前日(以下‘選挙運動期間’とする)までできます。

したがって、選挙運動期間ではない時にする選挙運動は全部違法な選挙運動に該当し処罰されます。選挙運動期間前に選挙運動ができるように許容すれば普段から競争して選挙運動をすることになって選挙が過熱するだけでなく、選挙運動に要する経費を過度に多く使って結局お金を持っている人が有利になるなど、選挙の公正を害することになります。

候補者間の選挙運動機会を均等に保障して選挙過熱と不公正な競争を防止するために選挙運動期間にだけ選挙運動ができるようにしています。

※ 候補者登録期間および選挙運動期間

区分	候補者登録期間	選挙運動期間
第19代国会議員選挙('12.4.11)	2012. 3. 27 ~ 3. 28	2012. 3. 29 ~ 4. 10
第18代大統領選挙('12.12.19)	2012. 11. 25 ~ 11. 26	2012. 11. 27 ~ 12. 18

選挙管理委員会は**政治的中立**と
公正な選挙管理を最優先しています